

プロポーザルの実施内容に関する質問の回答一覧

質問No.	資料名	頁-項番-項目	質問内容	回答内容
1	実施要領	4-2.2-⑨ア	同種事業（上水道のプラント電気設備を含む設計及び施工を一括した方式の事業）の受注もしくは完了実績を有するか、（一部省略）同規模以上の浄水場の上水施設におけるプラント電気設備を含む工事の実績を有するとともに、（一部省略）同規模以上の浄水場の浄水施設におけるプラント電気設備を含む設計業務受託実績を有すること。とあり、「設計施工の受注もしくは完了実績」か、「同規模以上の工事实績とともに、設計業務委託の実績」のいずれかの条件と読み取れます。プロポーザル参加表明書の添付資料は、設計施工の受注もしくは工事实績での申請の場合、【様式7-1】の設計・施工一括方式事業の実施実績の添付のみでよろしいでしょうか。	実績が無い場合を除き、様式7-1及び様式7-2並びに様式7-3については全て提出してください。なお、参加表明時の提出書類についても、提案評価基準に従って評価を行う場合があります。
2	実施要領	4-2.2-⑨イ（エ）	・工場製作期間（非専任）から現場期間（専任）に移行する時点で、配置技術者（統括責任者）の途中交代は可能でしょうか。その場合、【様式10】配置予定技術者調書を、工場製作期間と現地工事期間それぞれの調書を提出すればよろしいでしょうか。	統括責任者の交代は原則として認めません。参加表明及び企画提案においては、交代はできないものとしてください。
3	実施要領	4-2.2-⑨イ（エ）	・工場製作期間（非専任）から現場期間（専任）に移行する時点で、配置技術者（統括責任者）の途中交代は可能でしょうか。途中交代不可の場合、事業の全期間に対して、統括責任者（監理技術者）1名を非専任で登録し、さらに統括責任者（監理技術者）1名を現地工事期間から専任で登録、合計2名を配置することは可能でしょうか。その場合、【様式10】配置予定技術者調書をそれぞれ提出すればよろしいでしょうか。	統括責任者の交代は原則として認めません。また、統括責任者を2名配置することは不可とします。
4	様式集	12-様式6	営業所等作業拠点表について、大阪府下の拠点だけでなく今回事業に関わる拠点を全て記載すると理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	様式集	19, 21, 23-様式10	配置予定技術者調書の添付資料として「恒常的な雇用関係を証明するもの」との記載がありますが、監理技術者または保険証の写しの発行日などを確認することで恒常的な雇用関係を証明できると考えてよいでしょうか。	監理技術者証の写しについては、恒常的な雇用関係を証明できると思われませんので、認めません。
6	様式集	13, 14, 15-様式7-1, 7-2, 7-3	各様式とも「受注高の合計」の記載欄がありますが、代表的な事例として提出する案件（5件以内）についての受注高の合計を記載するという認識ですがよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	様式集	15-様式7-3	様式7-1, 7-2では、代表的な事例の内容を5件までとなっておりますが、様式7-3については件数制限の記載がありません。他の実績と同様、5件まで記載すると理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ※様式7-3の記載を訂正いたします。 （前）※実績毎に記述すること。（略） （後）※代表的な事例の内容を5件まで記述すること。（略）
8	様式集	6, 8-様式4-1, 4-2 2, 添付書類について	様式4-1「⑦その他添付書類」、様式4-2「⑨その他添付書類」について経営事項審査書類を想定しておりますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	様式集	14-様式7-2	7-1の設計・施工実績が6件以上ある場合は5件を超える案件について7-2実施設計実績に記載してもよろしいでしょうか。	記載して問題ありません。
10	実施要領	4-2-2 参加資格要件-⑨、イ	【統括責任者について】 今回事業を通して配置要求のある統括責任者について設計期間及び工場製作期間から現場施工期間に移行する際は別の技術者への変更を認めていただけますか。	質問No. 2、No. 3をご参照ください。
11	契約書（案）	7-第11条-（2）	【監理技術者または主任技術者について】 配置技術者（監理技術者または主任技術者）について、現地施工期間は専任・常駐としますが、工場製作期間については非専任・非常駐でよろしいでしょうか。また、工場製作期間から現場施工期間に移行する際は別の技術者への変更を認めていただけますか。	工場製作期間については、非専任・非常駐で問題ありません。また、工場製作期間から現場施工期間に移行する際は別の技術者への変更を認めます。
12	契約書（案）	7-第11条-（3）	【専門技術者について】 工事期間に配置する専門技術者について、現地施工期間は専任・常駐としますが、工場製作期間については非専任・非常駐でよろしいでしょうか。また、工場製作期間から現場施工期間に移行する際は別の技術者への変更を認めていただけますか。	工場製作期間については、非専任・非常駐で問題ありません。また、工場製作期間から現場施工期間に移行する際は別の技術者への変更を認めます。

プロポーザルの実施内容に関する質問の回答一覧

質問No.	資料名	頁-項番-項目	質問内容	回答内容
13	契約書 (案)	7-第11条-(1)	【現場代理人について】工事期間に配置する現場代理人について、現地施工期間は専任・常駐としますが、工場製作期間については非専任・非常駐でよろしいでしょうか。また、工場製作期間から現場施工期間に移行する際は別の技術者への変更を認めていただけますか。	工場製作期間については、非常駐が良いが、専任とします。 また、工場製作期間から現場施工期間に移行する際は別の技術者への変更を認めます。
14	実施要領	4-2. 2-⑨イ	JVを組まない場合、統括責任者と監理技術者は兼任可能ですか？	可能です。
15	実施要領	4-2. 3-⑨イ	統括責任者は製作期間から現場期間に変わるタイミングで変更可能でしょうか？	質問No. 2、No. 3をご参照ください。
16	実施要領	4-2. 4-⑨エ	現場代理人の記載がありませんが、選任必要でしょうか。	契約書(案)第11条に基づき、選任が必要となります。
17	実施要領	4-2. 5-⑨エ	現場代理人の選任が必要な場合、統括責任者(監理技術者)が兼任してもよろしいでしょうか。	契約書(案)第11条に基づき、選任が必要となります。 兼任を認めています。
18	実施要領	18-6. 5-6. 5. 2	表6-5「企画提案書提出時及び再提出時の提出書類」の「配置予定技術者調書」のなかで主任技術者は原則変更不可とありますが、国交省発行監理技術者制度運用マニュアル 二一(4) 監理技術者等の途中交代に基づき交代は可能でしょうか？	※表6-5の記載を訂正いたします。 (誤) ・主任技術者は、原則として変更できません。 (正) ・統括責任者は、原則として変更できません。
19	実施要領	4-2. 2-⑨イ	統括責任者は業務の性質上、現地常駐は困難であると考えます。よって、現場工事期間のみ別途現地常駐の監理技術者を専任してよろしいでしょうか？	統括責任者に対して現場常駐は求めておりません。 統括責任者が監理技術者を兼任する場合は、質問No. 10、No. 11をご参照ください。 なお、実施要領2.2イでは、(ア)と(イ)により統括責任者に対して事業に対する技術者条件(資格等)を付しているものであり、統括責任者が工事全体の監理技術者を兼務することを条件に付しているものではありません。 ※解釈を明確にする為、実施要領2.2イ(ア)の記載を訂正します。 (前) (ア) 建設業法第26条第1項及び第2項に基づく監理技術者であること。 (後) (ア) 建設業法第26条第1項及び第2項に基づく監理技術者の要件を満たすものであること。
20	様式集	13~15-様式7-1~7-3	参加表明書(単独企業用)について、質疑回答によればDBの受注実績があれば設計業務と工事の完了実績は該当なしとして提出して問題なしとのことですが、該当なしの場合でも減点対象とはならないという認識でよろしいでしょうか。	採点に関するご質問にはお答えできません。
21	様式集	12-様式6	本業務に関わる営業拠点のみを記載するという理解で問題ないでしょうか？	質問No. 4をご参照ください。
22	実施要領	4-2. 2-⑨	企画提案書に類似事業として工事实績を記載する場合、竣工前の工事でもよろしいでしょうか。	竣工している実績を優先して記載してください。
23	実施要領	4-2. 2-⑨	企画提案書に類似事業として工事实績を記載する場合、浄水施設におけるプラント電気設備を含む工事实績には取水施設、配水施設における工事实績は含まれますでしょうか。	取水施設や配水施設単体における工事实績は、類似事業としません。
24	実施要領	4-2. 2. 2、⑨-ア	共同企業体を形成し、かつ同種事業(上水道のプラント電気設備を含む設計及び施工を一括した方式の事業)の受注もしくは完了実績がその企業体の代表企業に無い場合、以下の2パターンでの対応が必要という解釈でよろしいでしょうか。 1) 代表企業とは別に、同規模以上の上水道の浄水施設におけるプラント電気設備を含む工事の完了実績および実施設計業務の受託実績を持つ構成企業が必要 2) 代表企業とは別に、同規模以上の上水道の浄水施設におけるプラント電気設備を含む工事の完了実績を持つ構成企業と、同規模以上の上水道の浄水施設におけるプラント電気設備を含む実施設計業務の受託実績を持つ構成企業が必要	構成企業には、代表企業も含まれます。
25	実施要領	4-2. 2. 2、⑨-ア	参加資格要件にある同種事業(上水道のプラント電気設備を含む設計及び施工を一括した方式の事業)と、同規模以上の上水道の浄水施設におけるプラント電気設備とは、「簡易公募型プロポーザル実施要領」の1、1.2、1.2.2、(1)対象施設及び設備に記載されている設備のうち、プラント電気設備に係る内容が含まれたものとの解釈でよろしいでしょうか。	「簡易公募型プロポーザル実施要領」の1、1.2、1.2.2、(1)対象施設及び設備に記載されている設備を参考にしてください。

プロポーザルの実施内容に関する質問の回答一覧

質問No.	資料名	頁-項番-項目	質問内容	回答内容
26	実施要領	4-2.2-⑨	①統括責任者の要件について 「(エ) 本事業に専任の技術者であること。但し、現場が稼働していな期間については本事業に専任を要しない」とあるが、現場期間以外は他の現場の対応が可能でしょうか？ ②統括技術者と照査技術者の兼務は可能でしょうか？	①可能です。 ②可能です。
27	実施要領	18-6.5.1-(2)(3)	A4版の様式や付属資料は、両面印刷での綴じ込みで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	実施要領	18-6.5.2	正本・副本以外の13部については、企業名を黒塗りにすることとありますが、提案者を区別するためのグループ番号等は考慮しなくても宜しいでしょうか。	必要ありません。
29	実施要領	21-6.5.2	企画提案書の電子データ提出は、正本（企業名記載あり）のものだけで宜しいでしょうか。 また、図面等のデータは、DXF形式、shp形式、pdf形式全ての形式のデータを提出するとの解釈で宜しいでしょうか。	正本のものだけでよろしいです。 図面等のデータ形式に関しては、PDF形式とともにDXF形式のデータを提出してください。 DXF形式の提出が難しい（shp形式で作成したものをDXF形式に変換する事によりデータ容量が膨大となる等）ものについては、PDF形式とともにshp形式のデータをご提出ください。
30	要求水準書	23-（別紙4）工取引用計測器 工取引用計測器	「使用電力について計量取引に用いるため、取引用計測器（最大需要電力計測、力率、電力量）の設置を行うこと。」の記載がありますが、取引用計測器は、通常、電力会社殿が準備し、設置するケースが多いですが、今回は、本工事で取引用計測器盤を製作し、据付けする考え方でよろしいでしょうか。	受注者において、電力会社に対して高圧工事の申込みを行う事になると想定しています。これに従い必要な施工を行ってください。 なお、取引用計測器（最大需要電力計測、力率、電力量）の設置に係る費用（電力会社へ支払う据付に係る各種費用等を含む）は全て受注者負担となります。
31	要求水準書	24-（2）特殊電源設置-ウ 蓄電池容量	「既設蓄電池はアルカリ式蓄電池250Ah/1時間率であり、更新後の蓄電池容量は既設の同等以上とすることを原則とし、・・・」との記載がありますが、現在の管理本館受変電設備の直流電源盤は、制御弁式据置鉛蓄電池 MSEシリーズ100Ah/10時間率という認識ですが、現在の既設に合わせると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	実施要領	2-1. 2. 4-事業期間	事業期間中に、日野浄水場・二市分岐点室で施工される、本工事との近接工事はありますか。近接工事がある場合は、想定される工事内容と現場施工期間を教示願います。	まず、送水ポンプの更新工事があります。 同工事の内容は、要求水準書に示すとおりです。 また、同工事は本事業の設計範囲ですので、現場施工期間は、本事業の工事との連携を考慮しつつ、本事業の設計のなかでご検討いただくこととなります。 次に、令和2年11月及び令和3年11月にそれぞれ10日間程度、沈殿池内緩速攪拌機の修繕を計画しています。その際、クレーン車での吊り上げ作業を行う事が想定されます。 その他工事については、現在計画はありません。
33	要求水準書	8-第2項-3. (1) ア	設備更新後の床荷重について、閲覧資料等より確認することと記載がありますが、資料の中に送水ポンプ棟の床荷重についての資料が入っていませんでした。送水ポンプ棟の構造計算書をご提示いただけないでしょうか。	企画提案書提出期間（実施要領4.7参照）に参加資格があると認めた参加者（企画提案者）から希望があった場合、送水ポンプ室の構造計算書データの資料提供を行います。 資料提供を希望される場合、様式1-3を用いて電子メールにてお申込みください。 電子メール：suidou@city.kawachinagano.lg.jp
34	要求水準書	4-第1章第1項-7	表1-1にて、本事業において送水ポンプの設計は事業対象ですが、本体の施工は対象外となっております。企画提案書は施工についての提案がメインとなりますので、送水ポンプの設計に関して記載ができないですが、問題ないでしょうか。	企画提案書の記載内容については、採点方法等との関連性が高いご質問と考えられますので、お答えできません。
35	実施要領	18-6.5.1-(2)	提案本編以外の付属資料や図面等は、企画提案書と共に背幅18mmのA4版フラットファイルのなかに綴じねばならないでしょうか。	企画提案書と共に背幅18mmのA4版フラットファイルのなかに綴じてください。なお、図面等は書類（ペーパー）上で判読できる縮尺にしてください。
36	実施要領	5-2.5	事業規模について支払い限度額の記載がありますが、令和2年度の出来高予定額があればご教示ください。	出来高に関してはお答えできません。
37	要求水準書	25-(6) 建築付帯工事-イ	管理本館1F電気室の空調機新設により、既存換気ダクトの撤去は必要でしょうか。また、空調機新設に伴い同部屋の既存ガラリ窓の閉塞が必要と考えられますが閉塞処理としてよろしいでしょうか。	空調設備の効率的な運転を考慮した新設に伴う必要な処理は、本事業の範囲です。
38	要求水準書	25-(6) 建築付帯工事-ウ	送水ポンプ室1階の空調設備更新は、本事業の対象外でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	要求水準書	27-(5) 建築付帯工事-イ	二市分岐点1階の空調機新設に伴い同部屋の既存ガラリ窓の閉塞が必要と考えられますが閉塞処理としてよろしいでしょうか。	空調設備の効率的な運転を考慮した新設に伴う必要な処理は、本事業の範囲です。

プロポーザルの実施内容に関する質問の回答一覧

質問No.	資料名	頁-項番-項目	質問内容	回答内容
40	要求水準書	83, 69	要求水準書P. 83「管理本館中央監視室平面図」で中央操作盤と中央監視盤が機能増設となっていますが、P. 69「システム構成図」では機能増設になっていません。機能増設は無し（更新後の既設画面削除・操作卓SW撤去・グラパネ変更等は別途工事）と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書p. 28に記載のとおり、別紙5は補足説明のためのものであり、技術提案を制限するものではありません。既設設備に改造などが必要となる場合は、本事業範囲とします。
41	要求水準書	図面 63~87	要求水準書の図面のCADデータをご提供いただけますでしょうか。 図対象：E-1~E-26	提供できません。
42	要求水準書	P25 (4)ーウ 送水ポンプ	送水ポンプの計装設備については、下記の想定としてよろしいでしょうか？ 1) 受水池水位計 ・フロート式水位計の変換器2台を新計装盤に移設する。 2) 送水流量計 ・電磁流量計本体及び変換器は既設流用として、新計装盤にて受信回路を構成する。 3) その他 ・上記計装機器以外については、基本的に受信回路を新計装盤にて構成する。	要求水準書p. 1、3（2）に記載のとおり、本事業の目的を達成するために必要な更新については、本事業の範囲に含みます。
43	要求水準書	P25 (4)ーイ 機器構成	V V V F装置の使用するためには、高調波計算に必要な契約電力が必要となりますので、ご教授ください。	191kWです。（2019.12時点）
44	要求水準書	P11 (7)撤去品の処置	今回工事で撤去する配電盤・ケーブル・電線管などは、有価物として処理してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	要求水準書	P11 (6) P C Bおよびアスベストを含む廃棄物-イ	撤去対象機器・材料にP C B含有されていた場合は、P C B含有機器の保管容器は受注者にて手配が必要でしょうか。	本事業の範囲となります。
46	要求水準書	図面 64	直流電源盤単線結線図の負荷で「緊急遮断弁」について、緊急遮断弁の用途を教えてください。 また、緊急遮断弁の負荷容量と操作方法も併せて教えてください。	停電時等に原水の流入を遮断する為の弁になります。 負荷容量は、要求水準書p. 32に示すとおり0.75kWです。 開閉操作はコントロールセンタ、もしくは中央から行います。
47	要求水準書	P25 (4)配線設備および運転操作設備-ウ	更新後の送水ポンプ1台あたりの吐出能力は既設ポンプと同等と考えて宜しいでしょうか。 （既設ポンプの吐出能力は7.44m ³ /min・台であることを現地調査において既設ポンプの銘板より確認しております。） また、計画送水量（m ³ /日）をご教授頂けますでしょうか。	計画送水量は定めておりませんが、実績は12,060m ³ /日となります。 これを参考に送水ポンプ1台あたりの吐出能力は検討して下さい。
48	要求水準書	P25 (4)配線設備および運転操作設備-ウ	送水ポンプの材質及び塗装仕様、仕上色についてご要望の仕様等ありますでしょうか。	受注後の協議とします。
49	要求水準書	P25 (4)配線設備および運転操作設備-ウ	設計範囲は送水ポンプの仕様検討及び、送水ポンプ室内の配管設計までを対象と考えて宜しいでしょうか。 また、配管設計範囲は送水ポンプ室内第1フランジまでと考えて宜しいでしょうか。	送水ポンプの仕様検討及び、送水ポンプ室内の配管設計は本事業範囲です。 配管設計については、送水ポンプ室内にて必要な範囲です。
50	要求水準書	P25 (4)ーウ 送水ポンプ	送水ポンプの現状の運転時間をご教示下さい。 また、現状の送水ポンプ吐出量の変動範囲（制御）についてご教示下さい。	現状の運転時間は概ね1日20時間程度であり、流量制御や台数制御は行っていないため、吐出量の変動は殆どありません。
51	要求水準書	P68 二市分岐単線図	分電盤について、盤筐体を流用して取付機器の更新としてよろしいでしょうか。	盤筐体を含めた一式の更新とします。
52	要求水準書	P24（表紙・目次抜きで20） （別紙2）設計・施工範囲施設-日野浄水場電気設備設計・施工範囲	設計・施工範囲について明記されておりますが、切替工事の検討にあたり、必要な場合は、対象範囲外の設備機器であっても更新してよろしいでしょうか？	要求水準書p. 1、3（2）に記載のとおり、本事業の目的を達成するために必要となる工事は全て本事業の対象としますが、詳細については受注後の協議とします。

プロポーザルの実施内容に関する質問の回答一覧

質問No.	資料名	頁-項番-項目	質問内容	回答内容
53	要求水準書	P14 (表紙・目次抜きで 10) (4)-維持管理への協力	河内長野市様及びメンテ様の維持管理への影響を検討したいため、日野浄水場及び二市分岐点室の巡回点検、定期点検、火報点検の概ねの時期をご教示頂きたくお願いいたします。	<p>回答内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常点検については、 日野浄水場 2回/日 二市分岐点室 2回/月 ・定期点検については数多くあり、一部となりますが、 計装点検 日野浄水場 年1回 12~2月頃 二市分岐点室 年1回 12~2月頃 自家用電気工作物点検 日野浄水場 月1回 (内、1回法定点検) 二市分岐点室 該当なし ・火報 (消防設備) 点検については 日野浄水場 年2回 (7月、2月) (内、1回法定点検) 二市分岐点室 該当なし となります。
54	要求水準書	P90 (表紙・目次抜きで 86) 場内配線ルート図	仮設受変電設備の設置場所に推奨場所、制限場所はありますか。 また広さについてはどこまで確保できますか。	推奨場所、制限場所は特にありませんが、維持管理に支障の無い範囲とします。詳細については受注後の協議とします。
55	要求水準書	P15~ 別紙1-対象設備	対象設備について覧表と図面で相違がある箇所がありますが、どれが正となりますか？ ①二市分岐点電気室 分電盤 P15一覧表 有 P19図面 更新対象外 P68図面 今回範囲 P77図面 更新対象外 ②二市分岐点電気室 テレメータ盤 P15一覧表 無し P21図面 更新対象外 P68図面 今回範囲 P69図面 今回範囲外	<ul style="list-style-type: none"> ①二市分岐点電気室 分電盤 本事業対象となります。 ②二市分岐点電気室 テレメータ盤 本事業対象外となります。